

独立行政法人福祉医療機構の 組織・業務全般の見直し当初案について

平成24年8月31日
厚生労働省

■ 制度及び組織の見直しの基本方針

具体的措置（実施事項）

- 平成23年5月に、独立行政法人通則法改正案が国会提出され中期目標達成法人として、法人の内部ガバナンスの強化等の共通ルールが改正条文に盛り込まれた。
- 平成24年度において、更なるガバナンス態勢の構築に備えるため、各部横断的なメンバーで構成した金融庁検査準備室等を新設し、リスクアセスメント等を実施した。

見直しの方向性

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）を踏まえ、金融庁検査を導入するとともに、監査機能及びリスク管理機能等を強化することで、顧客保護等管理態勢や信用リスク管理態勢を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図る。

<参考> 事務・事業の特性に着目した類型化とガバナンスの構築

～新たな法人制度に共通するルールの整備～

組織

- ・ 主務大臣の是正命令等の必要な措置
- ・ 監事に対する調査権限の付与等によりガバナンスを強化 等

評価

- ・ 主務大臣が一貫して目標設定、評価
- ・ 存続性が認められない場合、主務大臣が法人廃止を判断 等

財務

- ・ 事業別の積算等を公表、予算と実績の乖離を把握
- ・ 国の財源に依存しない経営を促進 等

透明性

- ・ 情報公開を強化。関連会社等への再就職を法律により規制
- ・ 事業別のセグメント情報の充実 等

【機構が講ずべき措置】

- 中期目標達成法人とする。
- 金融業務については、会社法を参考にした監査機能・リスク管理機能の強化等を図るとともに、金融庁検査の導入及び高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。
- 福祉医療政策の動向や金融経済の環境を注視しつつ、政策金融業務を行う既存の法人と同様の法人形態への将来的な移行も含め、その業務や組織の在り方について、引き続き適時に見直しを行う。

■ 福祉貸付事業

具体的措置（実施事項）

◆福祉貸付事業の政策適合性

国における介護基盤緊急整備、子育て支援のための保育所の整備など増大する利用者ニーズに適切に対応した。

平成20年度貸付契約額 1,033億円
→ 平成23年度 2,447億円

◆審査期間の短縮

審査業務の平均処理期間について、平成23年度においては27.8日となり、中期計画に定められた処理期間30日以内を達成した。（平成23年度に75日以内から30日以内に中期計画を変更）

◆申請書類の簡素化

平成22年度に、申請書類の一部削減及び施設種別ごとに提出させていた書類の一元化などの見直しを実施し、平成23年度から対前年度比30%以上の簡素化を図った。

◆東日本大震災への取組み

現地での個別相談会、関係者との意見交換会等（22回）を通じ被災状況を把握するとともに、災害復旧資金等の優遇融資により迅速かつきめ細かく対応した。

見直しの方向性

◆政策的優先度に応じた融資の展開

・日本再生戦略への対応

「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、医療・福祉分野は、新たな成長を目指す重点的分野とされていること、財政投融资の積極的な活用を図るとされていることに鑑み、政策投資として求められている役割（使命）を果たすため、融資対象の重点的な拡大等を行う。

・東日本大震災への対応

東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。

◆協調融資制度の充実

民間金融機関が融資を行う際、社会福祉法人が基本財産を担保提供するにあたっては、所轄庁承認が必要となるが、機構と協調融資を行うことで、その承認が不要となる。民間資金の一層の活用のため、社会福祉法人に融資するノウハウがない民間金融機関に機構の保有するデータ等を提供しつつ、引き続き協調融資金融機関の拡大を図る。

◆融資相談の強化

事業計画の早い段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、審査処理日数の維持を図る。

医療貸付事業

具体的措置（実施事項）

◆医療貸付事業の政策適合性

国における病院の耐震化整備、介護基盤緊急整備など増大する利用者ニーズに適切に対応した。

平成20年度貸付契約額 542億円
→ 平成23年度 1,399億円

◆審査期間の短縮

審査業務の平均処理期間について、平成23年度においては21.1日となり、中期計画に定められた処理期間30日以内を達成した。（平成23年度に45日以内から30日以内に中期計画を変更）

◆申請書類の簡素化

平成22年度に、申請書類の一部削減及び一部電子化などの見直しを実施し、平成23年度から対前年度比5%以上の簡素化を図った。

◆東日本大震災への取組み

現地での個別相談会、関係者との意見交換会等（35回）を通じ被災状況を把握するとともに、災害復旧資金等の優遇融資により迅速かつきめ細かく対応した。

見直しの方向性

◆政策的優先度に応じた融資の展開

・日本再生戦略への対応

「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、医療・福祉分野は、新たな成長を目指す重点的分野とされていること、財政投融资の積極的な活用を図るとされていることに鑑み、政策投資として求められている役割（使命）を果たすため、融資対象の重点的な拡大等を行う。

・東日本大震災への対応

東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。

◆融資相談の強化

事業計画の早い段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、審査処理日数の維持を図る。

■ 福祉医療経営指導事業

具体的措置（実施事項）

- 平成22年度において、民間コンサルタント等が実施するセミナー内容を調査し、民間と競合する業務を廃止し、平成23年度から施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等、機構の独自性を発揮したテーマに重点化したセミナーを開催した。
- 平成23年度において、民間金融機関に対するニーズ調査を実施し、ノウハウ普及のためのプログラム案を策定した。

見直しの方向性

平成25年度以降も引き続き、重点化したセミナーを開催するとともに、共同セミナーやブロック会議において情報提供等ノウハウの普及を図る。

また、東日本大震災などの災害や厳しい経済環境の下で、経営が厳しい状態となっている施設への経営指導・支援を実施する。

■ 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET）

具体的措置（実施事項）

- 平成23年度において、国と重複する行政資料や民間と競合するワムネットプラス（福祉用具・機器情報等掲載）を廃止した。平成24年10月から介護サービス情報公表制度の見直しに伴い介護事業者情報の掲載を廃止する。
- 平成23年7月に業務・システム最適化計画を改定し、事業規模縮小及びコスト削減を目的に、システムの全面的な刷新を行った。

見直しの方向性

平成25年度以降も引き続き基本方針での指摘を踏まえ、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、効率的なシステム運用を行う。

■ 社会福祉振興助成事業

具体的措置（実施事項）

- 政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、児童虐待防止、貧困対策など国として行うべきものに限定した助成テーマに重点化した募集を行った。
- 外部有識者からなる助成事業審査・評価委員会により、募集要領、選定方針の策定、審査・採択の厳選化及びヒアリング調査等の事後評価を実施し、継続的改善を行っている。

見直しの方向性

毎年度、国が社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマを示し、当該テーマに重点化した助成事業によりNPO等への支援を実施する。

■ 退職手当共済事業

具体的措置（実施事項）

- 共済契約者である社会福祉法人の事務担当者に対する利用者アンケートに寄せられた意見、要望等の顧客ニーズを踏まえシステム改善等を図り利用者サービスの向上及び事務処理の効率化を図った。
- 平成24年度において計画課と給付課の統合により1課を廃止し組織のスリム化を図るとともに、機構の各事業におけるパンフレット等の印刷物の同時発注等により調達における効率化を図りコスト削減を行った。

見直しの方向性

退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図る。
また、平成25年度以降についても基本方針での指摘を踏まえ、電子届出システムの利用率の向上、届出書類の電子化及び簡素化を行うことにより、一層の事務処理の効率化を図る。

■ 心身障害者扶養保険事業

具体的措置（実施事項）

- 将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に
行うため、毎年度、外部有識者からなる財務
状況検討会により、扶養保険事業の財政状況
を検証し、公表している。
- 平成23年度においては、機構の各事業にお
けるパンフレット等の印刷物の同時発注等によ
り調達における効率化を図りコスト削減を行っ
た。

見直しの方向性

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に
行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況
を検証するとともに、国においては少なくとも
5年ごとに保険料水準等について、社会経済
状況を踏まえて見直す。

■ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

具体的措置（実施事項）

- 当該事業については、十分な代替措置を講じ
たうえで廃止することとなっており、平成22
年度において国が工程表を策定し、今後、廃止
に向けた具体的な立案を行う。
- 見直しの基本方針に基づき、利用者にとって
必要な資金が融資され、かつ、無理のない返済
となるよう平成23年度から貸付限度額の引下
げ等の制度取扱変更を実施した。

見直しの方向性

基本方針に基づき、機構は、国が立案する
計画に従って、国と連携し必要な対応、広報
等を行うとともに、事業を実施する期間につ
いては、引き続き、利用者にとって必要な資
金を貸し付けるとともに、無理のない返済と
なるよう配慮した審査等を行う。

■ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

具体的措置（実施事項）

- 平成22年度に住宅収納課を、平成24年度から住宅債権課を年金業務課に統合し、課長ポストの削減など継続的に組織のスリム化を図った。



見直しの方向性

業務終了の時期を見据え、不良債権等早期処理方策を策定・実施することで業務を縮小するとともに、引き続き効率的な業務運営等を図る。

日本再生戦略

(平成24年7月31日(火)閣議決定)

総論

5. 「日本再生戦略」と予算編成との関係

- ③その際、財政投融資の積極的な活用や、税制改正及び規制改革、制度金融施策等を総合的に講
じることによって、重点配分の実行性を担保する。

Ⅲ. デフレ脱却と中長期的な経済財政運営

1. デフレ脱却の道筋

(2) デフレ脱却に向けた政策の基本方向

- ・政府は、平成24・25年度を念頭に、2. に掲げるとおり「モノ」、「人」、「お金」をダイナミックに動かすため、規制・制度改革、予算・財政投融資、税制など最適な政策手段を動員し、平成25年度予算プロセス等において更に対応を具体化する。

2. デフレ脱却と経済活性化に向けて重視すべき政策分野

(1) モノを動かす

- ・PFIの強力な推進、財政投融資の活用など、インフラ更新等の融資を促進する。

Ⅳ. 日本再生のための具体策

1. 政策実行の枠組み

(2) 政策実行手段の確保

- ・厳しい財政状況を踏まえ、財政投融資について、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、積極的な活用を図る。

2. 「共創の国」への具体的な取組 ～11の成長戦略と38の重点施策～

③新たな資金循環による金融資本市場の活性化〔金融戦略〕

(重点的施策：政策金融・官民連携による資金供給の拡大)

- ・財政投融資について、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、今後積極的に活用する。